

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道網走郡大空町

2 構造改革特別区域の名称

大空ふれあい福祉輸送セダン型特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道網走郡大空町の全域

4 構造改革特別区域の特性

大空町は、旧女満別町と旧東藻琴村が合併し、平成 18 年 3 月 31 日に誕生した。

当区域は、北海道の北東部に位置し、東部に広がる大地と、網走川流域の低湿地で構成され、藻琴山とその麓に広がる森や農村風景などの自然資源に恵まれている。基幹産業は農畜産業であり、畑作では麦、芋、甜菜、豆類など、畜産業では生乳、肉用牛、豚などが発達しており、特に長芋、酪農は市場から高い評価を得ている。また低台では水稻を中心とした農業が発達し、病虫害の発生しにくい気候を利用して、南瓜、餅米の低農薬生産に取り組んでいる。

また、当区域は、網走国定公園、知床国立公園、阿寒国立公園に囲まれており、年間利用者 100 万人を超える女満別空港を通じて、道東の主要な観光ポイントを結ぶ要衝にもなっている。

当区域全体の行政面積は、343.62 平方キロメートルと広大であり、主要な交通機関は、網走～旭川間を結ぶ JR 石北線と、国道 39 号線及び道道 102 号網走・川湯線に沿って運行される二つのバス路線がある。しかし、便数は少なく、区域内全域を循環するようなバス路線ではないため、住民の多くは移動手段を自家用車に頼っている状況である。

当区域の平成 17 年 11 月 30 日現在の人口は 8,679 人で、このうち 65 歳以上の高齢者は、2,240 人に上り、高齢化率は 25.8%となっている。

65 歳以上高齢者を世帯構成別にみると、独居が 338 人、夫婦又はその親族からなる世帯構成に属する方が 751 人に上り、合計 1,089 人(高齢者人口の 48.6%)が高齢者だけの世帯に属している。このほか、身体障害者 437 人、知的障害者 24 人、精神障害者 25 人が当区域内で生活しており、高齢者や障害者等の移動に制約を受ける者が多数存在することから、移動制約者に対する支援策の整備が急務となっている。

(1) 移動制約者の状況

介護保険サービス利用者

要介護(支援)者は、平成17年11月30日現在で316人おり、このうち207人(65.5%)が居宅介護サービスを利用している。

特に要介護(支援)者への通院等の外出支援は、在宅生活を支える上で重要な役割を果たしており、このうち常時車椅子やストレッチャーを必要とする者については、リフトや回転シートなどの福祉車両での輸送が基本となるが、身体機能の低下が軽度な認知症高齢者や、杖や歩行介助での移動可能な軽度の移動制約者については、必ずしも福祉車両による輸送を必要とはしていない。

当区域においては、要介護(支援)者のうち要介護1から要介護2など軽度の移動制約者が多く、台数に限りのある福祉車両だけではそうした利用希望者の需要に十分に対応することができない状況にある。そのためセダン型車両による輸送サービスの提供を可能とし、より多くのニーズに対応する必要がある。

要介護(支援)認定者数(平成17年11月30日現在) 単位:人

	要支援者	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	34	138	35	30	31	43	311
第2号被保険者	0	3	0	0	0	2	5
合計	34	141	35	30	31	45	316

居宅介護サービス受給者数(平成17年11月30日現在) 単位:人

	要支援者	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	32	119	22	17	11	3	204
第2号被保険者	0	2	0	0	0	1	3
合計	32	121	22	17	11	4	207

身体障害者

身体障害者手帳交付者は437人であり、移動に制約を受ける肢体不自由障害者は277人、視覚障害者は21人である。

障害者が外出する際は、バスなどの公共交通機関が不便であるため、家族の協力を得て自家用車を利用せざるを得ない状況である。

重度(1級及び2級)の肢体不自由障害者は、寝たきりや常時車椅子を利用しているため福祉車両での輸送が必要となるが、軽度の者及び視覚障害者等はセダン型車両による対応が十分に可能である。また、重度障害児の移送では、専用シートを使用する必要があるためセダン型車両の方が適している場合がある。よってセダン型車両による輸送サービスの提供を可能とし、障害者の移動手段確保による外出機会の増加と、用途に応じた車種の選択を可能とすることが望ましいと考える。

身体障害者手帳交付状況（平成 17 年 11 月 30 日現在）

単位：人

	肢体不自由	視 覚	聴 覚	内部障害	音声障害	計
1 級	42	8	1	64	0	115
2 級	58	5	12	2	0	77
3 級	35	0	6	11	1	53
4 級	84	3	7	13	2	109
5 級	34	3	0	0	0	37
6 級	24	2	20	0	0	46
計	277	21	46	90	3	437

知的障害者

療育手帳を所有する知的障害者は 24 人おり、全員が家族と同居し生活している。現在は支援費制度等のサービスは利用していないが、家族の高齢化により今後は利用する機会が増えることが見込まれる。

知的障害者は、介護者や環境の変化によりパニックに陥る場合があり、特に重度の者は公共交通機関の利用も単独では困難であり、通院などの輸送についても、できるだけ環境を変えずに普段のサービスを提供することが有効である。身体の障害を併せ持つ者については、肢体不自由障害者と同様に福祉車両での輸送が必要であるが、身体に障害のない重度の知的障害者については、セダン型車両による輸送でも十分可能である。慣れ親しんだ事業所職員が普段利用している車両により輸送サービスを提供することが望ましいことから、ボランティア輸送における使用車両の拡大が望まれる。

精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の交付者は 25 人おり、家族と同居しながら、自立を目指して生活している。

これらの精神障害者は、体調等によって精神的に不安定になるなど、公共交通機関の利用が困難となる場合があるため、外出の際の交通手段は家族の運転する自家用車に頼らざるを得ない。

今後は、同居している家族の高齢化が進行し、自家用車での送迎が困難になり、ホームヘルパーによる移送が必要となるケースが予想される。ほとんど身体に障害がないことから、福祉車両を使用する必要はないので、セダン型車両の導入による輸送サービス体制の整備が求められている。

(2) 公共交通機関の状況

路線バス

網走バス株式会社が国道を中心に運行しており、網走市～大空町女満別区域～美幌町間を 10 往復している。また、網走交通バス株式会社が道道 102 号を

中心に運行しており、大空町東藻琴区域と網走市を往路5便、復路6便、区域内市街地と山園を2往復する主要な交通機関となっている。この生活路線を確保するため、町としてバス事業者に補助を行いながら住民の生活を支えているが、移動手段としては十分な状況ではない。

現在運行されている車両については、リフト整備やノンステップ化等の対応がされておらず、停留所についても障害者に配慮したものではないため、重度の移動制約者はバスを利用することができず、また、軽度の者においても、停留所までの移動距離が長いことから、単独の利用は困難な状態である。

鉄道

JR石北線があり、1日上下19本が運行されている。その主なものは札幌への特急列車、あるいは、通勤・通学者を対象とする朝夕の時間帯の運行である。駅舎におけるバリアフリーの整備が不十分で、さらに無人駅であるため駅員による介助が受けられない。また、駅までの距離及び運行ダイヤの面からも、障害者や高齢者が利用するには制約がある。

ハイヤー事業者

ハイヤー会社は2社あり、主に女満別区域で有限会社女満別ハイヤー、東藻琴区域で有限会社オホーツクハイヤーが営業を行っている。

移動制約者にとって、ハイヤーは重要な交通手段の一つであるが、飛行機の離発着時間には空きがなくなり、午前8時からの営業であるため、早朝の利用ができず、利用者の需要を満たしていない。また、東藻琴区域で営業しているオホーツクハイヤーは、広範囲を1台で運行しているため、利用者すべてに対応できる状態ではない。

(3) 福祉輸送の状況

福祉車両を用いたサービス事業として、町内の社会福祉法人により介護保険の訪問介護サービスを実施している。車いす搭載型の軽自動車をホームヘルパーが運転するもので、平成16年度実績では17人の要介護者が利用している。

当区域には障害児対応のサービス事業所がないため、支援費制度の対象児童は、隣接する網走市にある特定非営利活動法人運営の事業所を利用しなければならない状況にある。

平成17年11月30日現在、障害児が4人利用しており、身体への負担を軽減するため本人専用シートを使用し、福祉車両ではなく乗用車による移送を提供している。また重度の身体障害を伴わない場合、そもそも福祉車両による移送の必要性は低く、セダン型車両で十分に対応できる状況にある。移動制約者の輸送ニーズが高まる中、車いすを使用しない知的障害者などについては、セダン型車両による移送支援の充実が一層求められる。

町民が利用している移送事業所の状況（平成 18 年 3 月 31 日現在）

事業所名	法人区分	福祉車両台数
社会福祉法人女満別福祉会 指定訪問介護女満別ドリーム苑	社会福祉法人	1 台
社会福祉法人東藻琴福祉会 指定訪問介護東藻琴福寿苑	社会福祉法人	1 台
特定非営利活動法人夢の樹オホーツク	特定非営利活動法人	1 台

5 構造改革特別区域計画の意義

大空町における福祉輸送サービスは、要介護者、障害者などの移動制約者にとって、地域で安心して生活するために必要不可欠なものとなっているが、過疎化が進行する状況から、民間事業者の新規参入や既存事業の拡大は見込めず、地元の福祉事業者が主体となって福祉輸送サービスを支えていかなければならない状況である。

福祉車両による輸送は、車いす等を常時使用する者や寝たきりの要介護者の輸送手段としては有効であるが、軽度の要介護者や身体機能の低下が軽度な認知症高齢者、身体の障害を伴わない知的障害者などに対する輸送はセダン型車両でも十分に対応が可能であり、身体状況によってはセダン型車両の方が適している場合もある。

よって本特例を活用し、地元の社会福祉法人や特定非営利活動法人による輸送体制の拡充を図り、高齢者や障害者が安心して外出できるような環境の整備を促すことにより、移動制約者が住み慣れた地域で安心した在宅生活が可能となり、地域福祉を充実していくことができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

ボランティア輸送における使用車両をセダン型車両に拡大し、福祉輸送の充実を図ることにより、移動制約者の通院、外出手段を確保する。本事業により、限られた社会資源を活用しながら自立した生活がより長く続けられるような環境を提供し、合併後の新町「大空町」が将来像として掲げる「ふれあいと語りいで創る感動のまち（あったか福祉のまち）」を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

大空町の基幹産業である農業は、家族で役割を分担して作業しているため、家族全員が仕事の担い手であると言える。そのため、移動制約者及びその介護者が外出のために作業から外れることは、労働力の低下につながり、農業生産に影響を及ぼす。セダン型車両による福祉輸送サービスの実施により、介護負担の軽減とともに、家族が農業に従事する機会を確保することで、産業活動の活発化が図られると考える。

また、当区域における移動制約者の多くは、寝たきりなど重度の要介護者や障害者ではないため、自立した生活を長く続けられる可能性があり、移動手段さえ確保できれば、生きがいをもって地域社会に貢献することができ、要介護状態等の悪化を予防する効果も期待できる。

8 特定事業の名称

1206(1216)NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 福祉タクシー券交付事業

- ・実施主体：大空町（女満別区域に限り実施する）
- ・開始年月：昭和63年4月
- ・目的：重度身体障害者及び高齢者が地域社会との関わりを容易にする外出の促進ためタクシー代の一部を助成する。
- ・対象者：おおむね75歳以上の高齢者及び身体障害者（1級又は2級）等の町民税非課税又は均等割のみの世帯に属する者。
- ・利用料：無料
- ・内容：1人年間18枚（初乗り分）を交付
- ・実績：対象者356人、交付者250人、交付率70.2%、配布枚数3,594枚、使用枚数2,988枚、1,583,640円（平成16年度実績）

(2) 心身障害者等に対する旅費助成事業

- ・実施主体：大空町
- ・開始年月：平成2年4月（東藻琴区域は同年7月開始）
- ・対象者：次のいずれかに該当し、世帯の前年の所得が基準内である者
身体障害者手帳の交付を受けている者
手帳交付の原因となった傷病に係る治療、訓練、観察、検査及び相談のための旅行及び通院、通園に限定
児童相談所、精神保健福祉センター及び精神科医師において、知的障害者と判定又は診断された者、及び療育手帳の交付を受けている者及び児童
に該当するかどうかの判定、診察、診断、治療、訓練、観察、検査及び相談を受けようとする者
- ・補助対象経費：上記～に該当する判定、診察、検査、相談等のために町内を除く北海道内を旅行及び通院、通園した者（介添者を含む）

む。)の交通費(他制度による支給及び割引がある場合、その額を控除した交通費)のうち、心身障害者等については7割、介添者については5割の助成額とする。ただし、自家用車については距離に応じて1Km当たり35円の3分の1を助成する。

- ・ 受給者数：女満別区域18名、東藻琴区域22名(平成16年度)
- ・ 補助実績：女満別区域816,270円、東藻琴区域1,428,435円(平成16年度)

(3) 福祉巡回バス運行事業

- ・ 実施主体：大空町(東藻琴区域に限り実施する)
- ・ 開始年月：平成12年4月
- ・ 目的：在宅高齢者及び身体障害者等で、自力での外出が困難な者に対して、移送用車両を運行することにより、居宅から福祉サービス及び生きがい活動支援通所事業を提供する場所、医療機関等までの間を送迎し、定期的な外出機会の促進を行う。
- ・ 対象：おおむね60歳以上の高齢者及び身体障害者等であって、自力での外出が困難な者
- ・ 利用料：無料
- ・ 運行内容：ステップ装備のバスにより、老人福祉センター、診療所等に着地とする路線(1地区週2回の設定)を定め、東藻琴区域内の巡回を行う。
- ・ 運行実績：243日運行、延べ732人乗車(平成16年度利用実績)
主な乗車目的は、国保診療所受診、老人福祉センター利用、生きがいディサービス参加、認知症予防教室参加等

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容